

## 手配旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

株式会社ハローG[東京都港区西新橋3-15-3上地ビル4D東京都知事登録旅行業第3-6994号]の旅行条件書です。お申し込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

空港送迎サービス及び専用車（バスも含む）貸切チャーターサービスは、ブルーバード社（PT. Blue Bird Tbk. /以下ブルーバード）が提供する運送サービスであり、当社はお客様との手配旅行契約に基づき運送サービスを手配します。

### 1. 手配旅行契約

- (1) 当社は、お客様の依頼により運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受けます。当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をした時点で、当社の債務の履行は完了します。
- (2) 旅行契約の条件は、本旅行条件書、および当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。
- (3) 手配旅行契約はお客様の旅程管理や旅程保証をするものではありません。また、特別補償規程の適用もございません。

### 2. 契約の成立

- (1) 当社は、電子メール・電話等の通信手段により旅行契約のお申込みを受け付けます。お申込みの際に併せて申込金または旅行代金をお支払いください。
- (2) 手配旅行契約は当社がお客様のお申込みを承諾し、旅行代金を受領したときに成立します。当社は、電子メール・電話等の通信手段により速やかに承諾のご連絡をさせていただきます。
- (3) (1)及び(2)に関わらず、当社との間で書面による特約を締結した場合、申込金の支払いを受けることなく旅行契約を成立させることがあります。
- (4) 当社の業務上の都合があるときは、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (5) 旅行契約の成立後、当社は速やかに郵送または電子メールにて日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した予約確認書及び旅行条件書（以下「契約書面」といいます）をお送り致します。

### 3. 旅行代金

- (1) 旅行代金とは、旅行サービスを手配するために必要な運賃・宿泊料等をはじめとした運送・宿泊機関等に対して支払う費用（以下「旅行費用」といいます）及び当社所定の旅行業務取扱料金の合計をいいます。旅行代金の表示はすべて税込み表示となります。旅行費用には車のチャーター料金、運転士に対する報酬、ガソリン代、車両保険代（15万円程度）が含まれます。
- (2) 次に掲げる費用は旅行代金に含まれません。
  - ① 超過手荷物料金(各種運送機関で定められた持ちこみ手荷物の範囲を超え、別途運送するもの)
  - ② ご予約の時間数を超えて延長して配車サービスをご利用になる際の延長料金
  - ③ 傷害、疾病に関する医療費
  - ④ 旅行死亡・傷害保険料
  - ⑤ 専用車貸切サービスご利用時に関連する有料道路料金、駐車料金、乗務員の宿泊などの費用
- (3) お申込時に旅行代金をお支払いになった場合を除き、旅行代金は契約書面に記載した日までにお支払いください。

#### 4. 旅行代金の変更について

当社は、旅行開始前において運送・宿泊機関等の旅行費用の改訂、為替相場の変更等がある場合は、その改訂差額分につき旅行代金を変更することがあります。

#### 5. 旅行契約の解除

- (1) お客様は以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも手配旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申出は、当社の営業時間内にお受けします。
  - ① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、または未だに提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払う費用
  - ② 当社所定の取消手続料金
  - ③ 当社が得るはずであった取扱料金
- (2) お客様が第3項(3)に定めた日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
  - ① お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用
  - ② 当社所定の取消手続料金
  - ③ 当社が得るはずであった取扱料金
- (3) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客さま

は旅行契約を解除することができます。このとき、当社は、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

(4) (3)の規定は、お客さまの当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 6. 変更・取消料

手配旅行契約成立後の変更・取消は下記に定めるブルーバード社所定の取消料が発生します。

### 【ブルーバード空港送迎・配車サービス予約手配】

変更・取消ともに

ご利用日の2日前まで 無料

ご利用の前日 旅行費用の100%

ご利用当日、および無連絡での1時間以上の遅延 旅行費用の100%

※連絡なしでの1時間以上の遅延はお客様都合の取消扱いとなります。

## 7. 当社の責任

(1) 当社の責任は、第1項に記載された手配行為に限定されます。

(2) 当社は手配旅行契約の履行にあたって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。

(3) 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、(2)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

(4) 当社は、手荷物について生じた(2)の損害については、(2)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 8. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合、当社は当該者に対して被った全ての損害の賠償を請求することが出来るものとします。

## 9. 通信契約による旅行条件

「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）から電話、郵便、ファクシミリ、電子

メール等の通信手段による申し込みを受け、提携会社のカード規約に従って決済することについて当該カード会員があらかじめ承諾した上で締結される手配旅行契約をいいます。

- (1) お客様は、通信契約の申込み時に「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (2) 通信契約は、当社がお申込みの承諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発送した時に、電子メールおよびファクシミリで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。
- (3) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。カード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第 5 項及び第 6 項に定める契約解除等に係る所定料金は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内をカード利用日として払い戻します
- (4) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第 5 項(2)に基づき所定の料金等を申し受けます。

## 10. 海外危険情報

当社は、渡航先について外務省から海外危険情報が発出されている場合は、お申し込みの際に海外危険情報に関する書面をお渡しします。また、渡航先の危険情報については「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でも情報をご確認ください。

## 11. 海外衛生情報

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

## 12. 保険

ご旅行中に病気や怪我をした場合、海外では多額の治療費等が発生することがあります。また、インドネシアの自動車保険の補償額は日本と比べると全体的に低いものです。日本ご出発前に海外旅行保険（任意）へのご加入をお勧めいたします。

## 13. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、②旅行後のご

意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

#### 1 4. その他

この旅行条件書に記載なき事項は当社の旅行業約款（手配旅行の部）に定めるところによります。

#### 1 5. 旅行条件の基準日

この旅行条件は 2015 年 09 月 14 日を基準としています。

#### 1 6. 手配旅行会社

株式会社ハローG 東京支社海外事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-15-3 上地ビル 4D

東京都知事登録旅行業第 3-6994 号

TEL 03-6435-6817 FAX 03-6435-6818

業務取扱営業所東京支社海外事業部

総合旅行業務取扱管理者 北村龍児

「総合旅行業務取扱管理者」とは、お客様の取り扱う営業所での取引の責任者です。旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にご相談ください。